

認定こども園の認定等に係る事務・権限の委譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の概要」（平成29年4月 内閣府地方分権改革推進室）より抜粋

第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

（施行日：H30.4.1）

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○ →	